



# 「未来につなげる長国の森」 ～県南部の林業史～

徳島県立農林水産総合技術支援センター

網田克明

Amita Katsuaki

森林部門

## 1 はじめに

小松島市・阿南市・牟岐町・海陽町の県南4市町と（公財）徳島県立埋蔵文化財センターが合同で企画した「長国の埋蔵文化財<sup>よん</sup>肆」で講演する機会を得た。大化改新以前、阿波には粟国と長国があった。長国は現在の阿南市、那賀郡、勝浦郡に比定されており、那賀川はこの長国の名にちなむとされる。<sup>1)</sup> <sup>2)</sup>「長国の木の文化」がテーマの講演会であったが、長国の時代は無理にしても、那賀川流域を中心にできるだけ時代を遡り、森林・林業の成り立ちを概観することとした。

注1) 角川日本地名大辞典(1986.12) P.510 長国の名は日本書記に見える。当初は「なが」と

濁音で称されていたが、近世にはすでに「なか」と静音で呼ばれるようになっていた。川名は

近世まで長川、長河などとも書かれていた。

注2) 大化改新以前、<sup>くにのみやっこ</sup>国造と呼ばれた地方の首長が、氏姓制度に基づいて朝廷から「直<sup>あたえ</sup>」姓を

与えられた。阿波国の場合、「国造本紀」には「粟国」と「長国」が記載され、それぞれ国造

として「粟凡直氏」「長直氏」の氏族名が記されている。長国は、大化改新によって新しく成

立した阿波国の下でその南部一帯を占めた広大な郡である那賀郡としてその領域が継承された

と考えられる。(出典：吉野川事典(1999.3) P.18)

## 2 海を介したモノの流れ

四国三郎吉野川は瓶ヶ森<sup>かめ</sup>に源を発し、険しい四国山地を抜け中央構造線に沿って東進し、阿波八郎那賀川は四国第二の霊峰剣山の南斜面から流れ出し、二つの大河の流れは紀伊水道に注ぐ。東に開いた地勢が幸

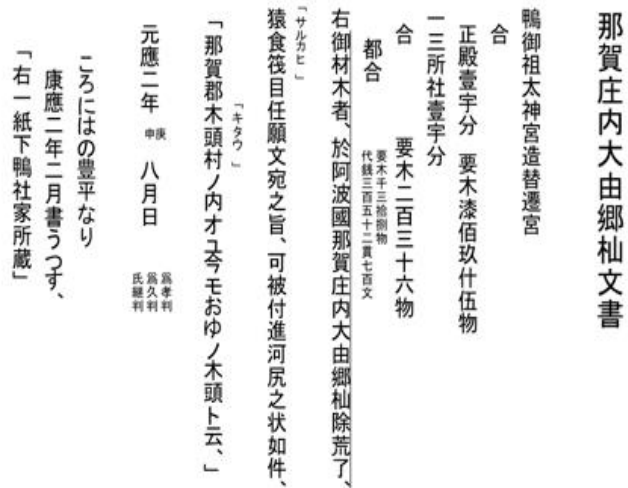


図1 那賀庄内大由郷文書<sup>3)</sup>

いし、古くから様々な物資が川と海を介して近畿に向けて運ばれてきた。

阿波国ちようこざつしやう徴古雑抄<sup>3)</sup>に鎌倉後期の元応2年(1320)京都下鴨神社の造営に木頭産材を寄進したという記録「那賀庄内おゆごう大由郷文書」が収められている。昭和10年(1935)刊行の「徳島縣木頭の林業」に「長の国は今の那賀海部の両郡を言ひ元は那賀一郡なりしと言ふも寿永以前(1182-1185 平安後期)に二郡と分れたり。海部郷と大由郷の二となす」<sup>4)</sup>とあり、大由郷が那賀川流域のことであり、当時、この地域から近畿へ向けて木材が運ばれていたことが分かる。

また、室町時代中期の文書「兵庫北関入船納帳」<sup>5)</sup>は、文安2年(1445)の1年間に兵庫北関(現在の神戸港付近)にあった関所に入った船の記録をまとめたもの。

土佐泊、武屋(撫養)、別宮、惣寺院、平島、橋、牟木(牟岐)、海部、穴喰などが阿波国の港として出てくる。阿波の船総数122回のうち、海部船籍のものが56回と群を抜いて多く、阿波国南部の海運の盛況がうかがえる。阿波船が畿内方面に運んだ積荷は材木、穀物、海産物、藍、胡麻などであったが、量的に多いのは木材であった。<sup>7)</sup>このことから、この時代、阿波国南部が木材の産地だったことが分かる。



図2 兵庫北関入船納帳に登録された船籍地<sup>6)</sup>(阿波のみ抜粋)

注3) 阿波国ちようこざつしやう徴古雑抄：大正2年(1913)に日本地理学会から刊行された。最後の国学者と言われる阿波の人、小杉すぎむら楯郎の古代から近世に至る歴史資料「徴古雑抄」を同じく阿波の喜田貞吉が阿波の分だけ抜き出したもの。

注4) 「徳島縣木頭の林業」徳島縣山林會協會(1935.10) P.103-104

注5) 兵庫北関入船納帳：昭和39年(1964)、京都大学文学部の林屋辰三郎氏が古書店で発見し、昭和56年(1981)に刊行。世界的にも貴重な貨物輸送史料である。

注6) 「中世瀬戸内水運からみた地域構造の歴史地理学的研究一文安2年「兵庫北関入船

表1 阿波船の北関入関回数<sup>7)</sup>

船籍/月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
土佐泊							1				2		3
撫養						1	1						2
別宮												1	1
惣寺院			1	1									2
平島	1		3	1		6		2	2	3	1	2	21
橋								1	1		1		3
牟岐	1		2	1	1	2	2	1	1	2		2	14
海部		1	6	5	9	4	4	4	10	3	4	2	56
穴喰		1		4	1	2	2	2	1	2	1	2	20
合計	2	2	12	12	15	15	15	16	15	10	9	9	122

表2 阿波船の積載品目とその数量<sup>7)</sup> 単位：石

船籍/品目	樽	材木	米	大麦	小麦	藍	胡麻	アラメ	阿波塩
土佐泊			1,212	1,515	10	4			
撫養					6	30			
別宮							41.5		
惣寺院						14			
平島	735	1,095						140	
橋	430								
牟岐	1,680								
海部	9,440								
穴喰	2,210	250							
合計	14,495	1,345	1,212	1,515	16	48	41.5	140	0

納帳」の分析一藤田裕嗣（2002.3）」から徳島県に係る部分のみ筆者が転記した。

注7) 「図説・徳島県の歴史」

三好昭一郎、高橋啓編、河出書房新社（1994.11）P.103

### 3 徳島藩の森林政策

#### (1) 奥山定書

天正13年(1585)の四国征伐に戦功のあった蜂須賀家政は阿波国を拝領して秋に入部し<sup>8)</sup>、その後21年を経過した慶長11年(1606)に「奥山定書」<sup>おくやまさだめがき</sup>を定め、山を厳しく管理した。

一 当谷中の義、自今以後堅く政道せしめ、急度林置くべく候、万一无沙汰に仕り、木竹これなきに於いては、其屋敷主ならびに隣端の者共成敗せしむべき事。

一 他郷より鹿ねらいに来る者、自今以後堅く停止せしむの条、一人も入るべから

ず候、若し許容致す者これあれば、成敗せしむべき事。

一 山に火をつくる儀、自今以後停止せしむ事。

一 申し聞くに及ばず候へども、百姓等口論仕るにおいては、たとえ少々の儀たり

と言えども、先に申し懸り方成敗せしむべき事。

一 たとえ代官にても、竹木切取の儀、停止せしむるの事。

各五ヶ条、常にこの旨を守り、その覚悟致すべきもの也。

とある通り<sup>10)</sup>、嚴重さを以って方向が示され、伐畑の切添侵墾に至っては、軽くて牢舎、重きは死罪という厳罰<sup>11)</sup>であった。以後度々、留木・留山の令が発せられ、みだりに竹木を伐採することが禁じられた。

注8) 「図説徳島の歴史」P.132

注9) 「徳島県史」第四卷(1966.3) P.143-144

注10) 書き下し文は「木頭林業発達史」林業発達史調査

会(1959.10) P.4-5を筆者修正。

注11) 「木頭村誌」(1961.12)P.94 P.99

定 端々山

一 当谷中之義、自今以後堅く政道急度可  
林置候。萬一无沙汰一任、木竹於無之者  
其屋敷主並隣端之者共可令成敗事  
他郷より鹿ねらひに来者自今以後堅令  
停止之条、一人も不可入候。若致許容  
者有之者可令成敗事  
山に火をつくる儀、自今以後令停止事  
不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>申聞<sub>一</sub>候へ共百姓等口論於仕者  
縦雖為<sub>二</sub>少々儀<sub>一</sub>先申懸方可令成敗事  
縦代官にても竹木切取儀令停止<sub>レ</sub>の事  
各五箇条常に守<sub>二</sub>此旨<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>其覚悟者也<sub>一</sub>  
慶長十一年卯月二十二日  
蓬庵 花押

図3 奥山定書<sup>9)</sup>

#### (2) 御林と阿波水軍

「御林」<sup>おほやし</sup>は領主が直接、使用収益する藩有林である。そのうち「定請林」<sup>じょううけ</sup>は年々運上金上納等により年季を限つ

て樹木<sup>まぐさ</sup>採取を藩が許可した山林。「取山」<sup>とりやま</sup>は藩が木材売人に永

表3 藩政期の森林制度<sup>12)</sup>

区分	名称	内容
藩が管理収益主体の林野	御林	領主が直接、使用収益した山
	使用収益を領内百姓にまかせるもの	定請林
	取山	藩が木材売人に永代請所として貸下げた山林
村が管理収益主体の林野(藩有)	野山	村民が秣肥草を採取する山林
	稼山	百姓が家業の為に用材・薪炭林を採取した山林
個人が管理収益主体の林野(民有)	検地名負山	個人が用材・薪炭林を伐採した山林

※このほか、夏加銀を納めて御林に伐畑開墾を行う「伐畑山」もあった。

代請所として貸下げた山林。村が管理し収益を得る林野として「野山」があり、これは村民が秣肥草を採取する山林。「稼山」は、百姓が家業のために用材・薪炭林を採取する山林だった。

個人が管理し収益を得るものとしては、個人が用材・薪炭林を伐採できる「検地名負山」（百姓持山林）のほか、冥加銀を納めて御林に伐畑開墾を行う伐畑山があった。<sup>12)</sup>

御林内には御止木が定められていた。その樹種・樹名については文献により違いがあるが次のようなものである。真木（槻、樅、榎、杉、桧）、五木（松、桐、杉、桧、楊梅）、八木（杉、桧、松、槻、榎、樅、楠、朴）、十二木（杉、桧、槻、榎、樅、楠、柿、榎、桐、桑、樺、朴）。<sup>13)</sup> これら決められた樹種の伐採が禁止され、雑木などの伐採だけが許された。

当時徳島藩には「阿波水軍」という一団があり、全国屈指の海軍力を誇っていた。徳島県史に「大阪冬の陣で中国九州の大名が秀頼軍を援けえなかったのは阿波の水軍が明石と由良の海峡を遮断していたことによるし、また、平家一門が瀬戸内海の海上権を握っていたために源氏が苦戦したのに対し、家康は源氏の二の舞を演じなかったのも阿波の水軍の威力にある等のことから、徳川幕府における蜂須賀家重視の理由の中には阿波の水軍の実力ということが重要な要素でもあるので、蜂須賀家は海上方を特別に優遇した。・・・（略）・・・特に造船のためには安宅御用木として五カ年毎に藩有林の大木を明細に報告せしめ、藩の計画によって造船用材として伐採した。」<sup>14)</sup> とある。城下の安宅は軍港で、大勢の船頭や加子が住んでいた。寛永18年（1641）に「安宅御有船」（藩主所有軍艦）は206艘あった<sup>14)</sup>という。船大工たちが造船の木屑を貰い受けて、建て具、鏡台、下駄、塵取りなどを内職として作り始めたのが、その後の徳島木工家具業の始まりと言われている。<sup>15)</sup>

注12) 「徳島県林業史」（1972.3）P.7-8 「定請林」は床銀と定請銀を取って無期限に民間に貸与し、上木代も徴収した。名負林とも称す。「野山」は村又は集落の入会林。「伐畑」は切畑のことか。切り替え畑の略で焼畑の事。冥加金は庶民が御国恩冥加（藩のおかげでなんと

なく得をした）として藩へ献じた金銀（「阿波近世用語辞典」高田豊輝著（2001.2））

注13) 海南町誌上巻（1995.11）P.387-389 槻はけやきの古称。五木は寛文5年（1665）9月に、七

木は承応2年（1653）に御留木と定められた。（阿波近世用語辞典）

注14) 「徳島県史」第三巻（1965.3）P.346-348

注15) 「徳島県林業史」P.12, P.262

表4 近世後期阿波国における主要な御林<sup>13)</sup>

郡名	御林名	面積	樹種等
勝浦郡	殿河内	3480町	真木なし、中程に萱野、樅・榎少々。近年杉・檜植付け。
	立川	6480町	真木生え。頻りに御用木仕成。伐採跡等に近年杉・檜植付け。
那賀郡	榎戸	竪4里、横2里	榎1歩通、2～6尺廻、樅1歩通、3～5尺廻、その他雑木、奥分全て雑木。
	榎谷	大回150町	樅・榎1歩通、2～6尺廻、その他雑木。
	菊千代	大回150町	樅・榎1歩通、2～6尺廻、その他雑木。
	葛ヶ谷	120町	杉が6割、2～7尺廻。樅・榎が2割、2～6尺廻。榎少々、雑木は定請林。
海部郡	杉山	130町	杉が8割、2～7尺廻。樅・榎が2割、3～7尺廻。榎等少々、雑木は定請林。
	禅僧山	2400町	杉木、先年安宅役所御仕成、伐跡に少々生え。
	積木屋	1350町	杉・樅・榎・檜・樺・松少々、雑木。
	請ヶ峯	320町	総山杉生。うち1000本安宅帳付、その他は御用木仕成又は疼木払。
	折宇谷	100町	杉・榎・樅・榎生合。大回4里半の半分が伐畠山。残り4割が御林。
	寒葉谷	120町	杉・榎・樅・榎生合。
	八郎山	460町	榎2～8尺廻。杉・樅2～6尺廻。松・榎・榎少々。
天狗谷	400町	樅・榎2・3～6・7尺廻。杉・樅・榎2・3～6・7尺廻。雑木は定請。	

### (3) 御林の分布

鳴門教育大学の町田氏は「近世後期徳島藩における御林の分布と特徴」<sup>16)</sup>で、これまで

木頭地域周辺でしか示されていなかった御林の分布を全体的に明らかにした。そして「美馬・三好・阿波・名東など吉野川流域では御林の数は限られ、那賀・海部で多く、とりわけ那賀川南岸の山々は連続的に御林が集中し、御林は材木を川で産出しやすい中流域に多く設定されている。当時の御林目付の分布についてみると、御林が多く分布する勝浦郡、那賀郡、海部郡に比較的集中している」<sup>16)</sup>と分析する。

なおここで引用される「御林成行」<sup>17)</sup>は興味深い文書である。弘化3年(1864)10月に編集され、その内容から林方役所の役人が編者だと想定されているが、冒頭部分に蜂須賀入部当時の森林の様子が記載され興味深い内容となっている。

「御国御拝領、天正十三年頃は、応仁以来、百年余り乱世打ち続き候こと故、山々の儀は生塞、禽獣相籠り作物等を荒し候に付、山分は伐り開き候を専要に仰せ付られ候義と相見へ、心俣にはやし置候義は御停止にて、諸木はやし置候義、その旨趣を以、窺出候様」

乱世が百年以上続き、山々は放置された状態で動物が作物を荒らすので、山を切り開く開発が命じられたこと、また木々を生やして置くことが禁じられ、もし生やす場合はその旨を伺い申し出るよう命じられていた。<sup>16)</sup>先の「奥山定書」と矛盾するようだが、町田氏は「近世初頭の山の開発推進から保全へと政策が転換したようである。」<sup>16)</sup>と推察する。

注 16) 「近世後期徳島藩における御林の分布と特徴」町田哲, 鳴門教育大学研究紀要第 30 卷 (2015)P. 348-349

注 17) 「近世後期徳島藩における御林の分布と特徴」原典：個人蔵・徳島市立徳島城博物館寄託

## 4 木頭林業のはじまり

### (1) 人工造林の記録

徳島県史に「木頭林業で造林の創始は古より「ひろい苗」と称して天然の実生苗を養成して山地に植えつけたものようであるが、記録として最古のものであると思われる岡田家文書は、藩有林を切替畑(焼畑とも称する)として農作物を収穫した御札に畑一枚につき杉苗百本宛を献植した顛末を報告したもので、苗木の養成方法が明記してある。」<sup>18)</sup>とある。

「先ず初年に家廻り畠を打ちわけ、実御座候

御林成行  
御国御拝領天正十三年頃は、  
応仁已来百年余り乱世打続候  
事故、山々の儀は生塞、禽獣  
相籠り作物等を荒候に付、山分  
は伐り開き候を専要に仰せ付  
られ候義と相見へ、心俣にはやし  
置候義は御停止にて、諸木はやし  
置候義其旨趣を以窺出候様

図 4 御林成行<sup>17)</sup>

お札二付申上ル覚  
(前略)  
先づ初年二家廻り畠ヲ打和ケ実御  
座候杉ノ枝ヲ取釣置申候へ八自然与  
落苗生シ申候  
右三、四年ぶり二七・八寸より吉尺  
程ニ罷成申候  
右作跡へ次第一種付申候、拾六ヶ年  
以前折宇久井谷両御林内真木無御  
座場所右様ニ被仰付  
此節五六尺より壹丈程宛生立居申  
候伐畑員数相積左ニ申上候  
(後略)

図 5 岡田家文書(宝暦八年)<sup>18)</sup>

杉の枝を取り釣り置き申し候えば、自然と落ち苗生じ申し候。右、三、四年ぶりに七、八寸より一尺程に罷り成り申し候。右作跡へ次第に植付申し候、十六年以前、折宇・久井谷両御林の内に真木御座なき場所、右様に仰せ付けられ、この節五、六尺より一丈ほどずつ、生立居り申し候、伐畑員数相積り左に申し上げ候」  
 藩政時代、耕地の少ない木頭の農民は、雑穀の作付を認めてもらう代わりに伐畑の作跡にスギを植え付けた。ヒエ、アワ、ソバ・キビなどを常食とし、この常食を獲得するための焼畑耕作自体が造林のための地拵えを兼ねるものであった<sup>19)</sup>。

注 18) 「徳島県史」第四卷(1966.3)P.158-159 文書は宝暦8年(1758)2月27日の記録。

お糺ニに付の「糺」は「礼」の誤記か。

注 19) 「横井家 100 年の変遷(1)」有木純善著, 林業技術(1981.4) P.32 藩政期には焼畑後 3

4 年間輪作し 20~30 年間休閑するのが普通だった。近代に入ると木の植え付け時期が早くなり、ついに耕作の初年度に作物と同時に植え付ける形態が多くなった。

## (2) 造林地の拡大

木頭林業地帯で本格的な人工造林は明治期に入って、それも明治 30 年代になって発展した。当時の状況を「木頭林業発達史」にみる。

「宮浜村の岡田右平氏が明治 10 年(1877)頃より、上木頭村の和田省一氏が明治 10 年に、また明治 20 年(1887)頃より沢谷の亀井氏などが最も早い造林とされる。即ち明治 10 年~20 年頃から徐々に造林が進められ、明治 29 年(1896)徳島県が制定した『スギ・ヒノキ・クリ・ウルシ・ケヤキ・クスに対する植樹補助金交付規則』が決定的にその拍車をかけ明治 29 年の林業組合設立をまっけて一般化した。県の措置は日清戦争(明治 27(1894)~明治 28 年(1895))を頂点とした木材需要増大が阪神市場に近い本県の林野荒廃をもたらし、その防止と森林資源の培養維持を目指したものであった。補助金を媒介として林業組合が造林推進主体となり造林は急速に広がった。特に日露戦争(明治 37(1904)~明治 38(1905))前後を頂点とし木頭林業地帯は異常な造林熱が拡がり、里山は勿論、奥山の焼畑地域へと造林が進行する。」<sup>20)</sup>

この時期県の実施したもう一つの施策に模範林の造成がある。大正 3 年(1914)阿波の林業に「明治 35 年(1902)、通常県会の決議に依り県設模範林を各郡に配置し、造林、保護其他施業方法の範を実地に示し、以て植林を奨励し兼て県の基本財産を造成せむとす」<sup>21)</sup>とある。設置された模範林は 10 箇所 1,679 町にのぼった。その後、県有林として今でも引き継がれ、戦後の県財政にも多大な貢献をした。現在の県有林は 3,543ha あるが、そのベースがつくられたのである。

表 5 模範林の造成<sup>20)</sup>

名称	位置	面積 町	期間	摘要
和食	鷺敷町	63.5	M37-42	杉、檜、サハラ、樟、樺
第一宮川内	御所村	43.0	M37-40	〃
第二宮川内	〃	59.0	M43	杉、檜、サハラ
桁山	三山村	215.6	M40-45	杉、檜、サハラ、槻
口立川	棚野村	56.3	M41-42	杉、檜
祖谷	西祖谷山村	186.5	M41	杉、檜、サハラ、槻
水崎	宮濱村	160.8	M40	杉、檜、サハラ
日開谷	大俣村	53.8		
相川	川上村	362.4		
粟山	山城谷村	478.8		
計		1679.7		

注 20) 「木頭林業発達史」P.69, P.72-73, P.81-83 日露戦争前後の木材需要増大、特に軍需用材、造船用材として

のケヤキ、モミ、ツガなどの需要が背景にあった。また雨戸（スギ）、阿波格子（モミ、ツガ）の建具製品の需要もあった。

注 21) 「阿波の林業」徳島縣 (1914.3) P.62-63 なお、徳島県史には明治 43 年までに十か所で 1,700 疋を購入したとある。  
(徳島県史第五卷(1966.9)P.302-303)

## 5 流送の歴史

### (1) 流送の始まり

藩政期、木頭材は主として筏で流送され、伐採された樅、梅、杉等の天然林材は筏で那賀川を下り、河口で板材に加工され、船で大阪の木材問屋に販売された。流送の開始は、蓬庵の申付け御状により、藩政初期から行われていたことが分かる。

「長川筋このたびの水に流れ出で候材木改めのため、桑原兵右衛門（他 5 名）を遣わし候。川北川南二組に相分け改め候。就ては川端にこれ有る材木、水前に候条、高見へ引上げ重ねての水に流失せざる様に仕るべき旨申し越し候。・・・(略)・・・」

「材木の搬出には水量が必要であるが、伐った木がたびたび流出したようである。流出した材木の調査をした後で、水前にある材木を高みに引き上げるよう指示し、次の洪水に流されぬよう指示している。」<sup>22)</sup>という内容で、郡内の百姓らに油断しない様注意喚起した内容が記載されている。木頭に住む農民は自給自足の貧しい生活であり、伐畑から採れる雑穀を主食としたが、藩は御林保護を第一として伐畑の開墾を容易に許さなかった。流送はこうした伐畑農民によって支えられていた。

注 22) 「上那賀町誌」P.1098 町誌には「流す材木には木印がうってあるのであるが、洪水で流出

した材木を盗むものが出る」との記載がある。 原典：阿波藩民生資料 (1916) P.1958

### (2) 流送技術

流送がどのように行われたか。昭和 10 年(1935) 「徳島縣木頭の林業」に詳しく記述されている。<sup>23)</sup>  
伐採された丸太は出水を待って放流が行われた。鉄砲堰は下流に岩石等の障害物がなく、一時に木材が流下しても支障ない場所が選ばれた。兩岸に「ア

長川筋流材木改に付申付御状  
 尚々右六人長川筋里分南北二組に相分改候条  
 右何とも申す談少も不可申有油断候  
 以上急度染筆候字仍長川筋今度之水に流出候  
 材木為改桑原兵右衛門、瀧傳左衛門、前田唯右  
 衛門、拓殖半之助、梯新右衛門、宇野八郎大夫  
 遣候川北川南二組に相分改候  
 就ては川端に有之材木水前に候條高見へ引上げ  
 重而之水に不流失様に可仕旨申越候然共其村  
 一所之者迄に而と難応申に候間右奉行之何とも  
 申す談其方肝煎郡中之百姓共にも申付材木  
 取片付候様に尤に候必不可有油断候。謹言  
 ほうあん  
 七月二十五日 宗 一(御印)  
 梯半太夫とのへ

図 6 長川筋流材木改に付申付御状<sup>22)</sup>



図 7 古屋川上流の鉄砲堰<sup>23)</sup>

テ堰」を作り中央に「ハキ出し口」を設置する。「ハキ出し口」に水止めをし、集水して一気に取り去って木材を流した。一方、水堰は水量が特に少なく岩石が多く、とても管流<sup>くだながし</sup>ができない箇所や木材堆積場において、「つけこみ」と称して木材を川へ流しやすくするために設置された。集水する側に木材を横に並べて、その間を苔類で漏水を防ぎ、適当なところに「はくち」と称する修羅様のものを造って、ここから木材を流した。

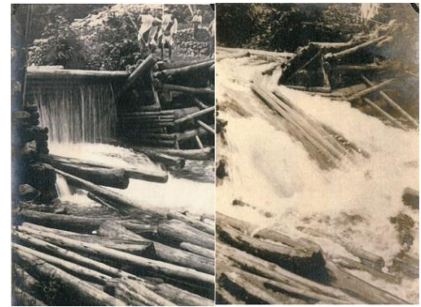


図8 鉄砲堰の放流  
写真提供：徳島森林づくり推進機構

木頭で「山筏<sup>やまいかだ</sup>」として組まれた筏は約1千才を一杯とし、宮浜村谷口（現在の長安口）まで流下し、そこから「里筏<sup>さといかだ</sup>」と称し、山筏三杯を組み合わせ河口の古庄、中島へ流した。「河川の変動により上流からの筏流はできなくなり、今は全くその跡を絶ち、現今に至っては宮浜村谷口より之を行う」とあるように、昭和初期には山筏は行われなくなったようだ。

流送は谷口から河口中島まで毎年12～3月の渇水期で約5日間、特に4～6月は最上の乗下期にして「油水」と呼ばれ2日間で流下した。それぞれの中継箇所までは、木馬、堰出、修羅で、才当金5厘ないし1銭宮浜村谷口まで管流しで才当5厘、谷口から河口まで筏流しで才当5厘4毛という価格設定がされた。

木頭材の伐採と流送を那賀川上・中流の農民が担い、流路整備と労働条件向上を目指して明治37年には「那賀川運材業労働組合」を結成。流送の運賃決定権を掌握するほどの力を持っていた。<sup>24)</sup>

そして大正15年(1926)に木頭土工保護施設業森林組合が設立され、林業共同施設奨励事業として那賀川幹流全域にわたり、岩石破壊工事ならびに集水堰等が施工された。この事業は木材搬出施設に対してはじめて制定された国庫補助事業であった。<sup>25)</sup>

「徳島縣木頭の林業」には「溪谷の流水を合理的に利用せんか、安全且容易に短期間に予想以上の大量搬出をなし得べし、之れ木材流送路の大なる得点なり。大正12年(1923)、海部郡岡田亟太郎氏主催の下に木頭山林會は発会せられ、平谷以奥那賀川幹流に対し初めて木材流下に障害を及すべき岩石の破碎工事を施し、永年に亘る木頭山村住民の溜飲を下げたり」<sup>23)</sup>



図9 谷口での里筏の編成  
写真提供：玉置製材株式会社



図10 那賀川の筏士  
写真提供：玉置製材株式会社



とある。那賀川の流は蛇行し流送が困難な場所が多かった。流路確保のための河川改修はこの地域の悲願だったのである。

注 23) 「徳島縣木頭の林業」 P. 81-101 1才は  $0.00367\text{m}^3$  (木沢村誌(1976.1)P. 1281)

注 24) 「徳島県の百年」 山川出版 (1992.3) P. 90

注 25) 「徳島県治山林道協会 50年のあゆみ」 P. 137

### (3) 林業と災害

明治 25 年(1892)7 月 23 日に高知市に上陸した台風により那賀川上流はかなりの雨となり、高磯山が崩落。天然のダムが那賀川を堰き止めた。当時の状況を「徳島の地理」から見る。

「七月二五日の正午前、海部郡下木頭村大戸（現那賀町）の高磯山北斜面に地割れが発生。・・・（略）・・・大音響とともに山が頂上から山腹にかけて崩壊し、二つの集落の十数戸、六十余名を埋没した。約四百万立方尺の崩土は那賀川を堰き止め、河水は河床から百十尺の高さまではい上がり、天然ダムの高さは最低部でも七十一尺に達した。・・・（略）・・・二七日の午後決壊し始め、洪水は怒濤となって下流に押し寄せた。」<sup>26)</sup>



図 11 高磯山崩壊の慰霊碑

同じ頃、海部川の保瀬でも災害が起きていた。当時、木頭からの生産物や一部の材は、牛馬で峠を越し、海部川の皆瀬まで運ばれ、そこから高瀬船で港まで運ばれた。<sup>27)</sup> 海部川上流、轟の滝に向かう手前に保瀬崩壊の慰霊碑がある。碑には「対岸、保瀬山の中腹が幅三百尺、長さ八百尺に渡り一大音響とともに崩壊し始め海部川を七十間の高さに堰き止めた。・・・（略）・・・家族十一名、長雨を避け食を求めて投宿指定していた山稼人三六名は家屋とともに生き埋めになり・・・（略）・・・二六日弱所を破った水は奔馬のごとく海部谷を流れ下った。」とある。



図 12 保瀬崩壊の慰霊碑

高磯山崩落は木頭林業の流れを大きく変えることになる。これ以降、那賀川による木材流送は、従来の山筏一里筏の流送方式から下流まで一貫して放流するものに替わる。「木頭林業発達史」には「木材価格の高騰する好況期にあって、水路閉鎖に伴う停滞は中島業者に一大投機決意させた。・・・（略）・・・、原木を直接買付け、その伐採木をかつての流送体系によらず洪水期を利用し、上流から下流まで一貫した放流搬出を実行した」<sup>28)</sup>とある。



図 13 現在の高磯山

那賀川河口の木材商<sup>28)</sup>は土砂を取り除き、木材流送路を修復して流送権を手に山林取得を開始し育林業へも乗りだすのである。樅、栂など重量材は放流が可能であったが、スギは軽量で放流中の損傷が著しく、明治36年(1903)ごろから漸く伐期に達してきた人工林スギ材伐出の増加と相まって、その後、次第に谷口以降は再び筏流が行われるに至った。

注26)「徳島の地理」寺戸恒夫編著(徳島地理学会 1994.5) P.70

注27)萬治2年(1659)「木頭御留山楢木等に付申付覚(侯爵蜂須賀家所蔵以奉御家老御両国へ被申出書付中抄出)」の文書に「奥木頭、折宇谷、久井谷御林の樹木伐採仕出に関するものな

り。この記録によれば那賀川を流下せず、専ら海部川筋へ人肩に依り搬出せるものなるべし」とある。出典:「徳島縣木頭の林業」徳島縣山林會協賛会(S10.10) P.113

注28)「木頭林業發達史」P.79 豊富な資本力を有する数人の中島業者(横井、佐々木、大和、玉置、山田の諸氏)が制覇し明治末期にはこれら数軒の者が木頭の天然材伐出事業を殆ど全面的かつ直接に把握することになった。

#### (4) 流送の終焉

木頭林業を支えた流送が時代の波に吞まれていく様子を木頭林業發達史からみる。

「第1次大戦(大正4年(1915)~7年(1918))による好況は木頭地域の天然材生産における最後のピークをもたらし、出材量は26万石(石0.278m<sup>3</sup>として72,280m<sup>3</sup>)に達し天然林材生産はそれ以後急速に減少する。

大正14年(1925)には徳島県は県令河川取締規則第5条第4号によって、毎年7月20日より9月30日までの洪水期、管流を禁止

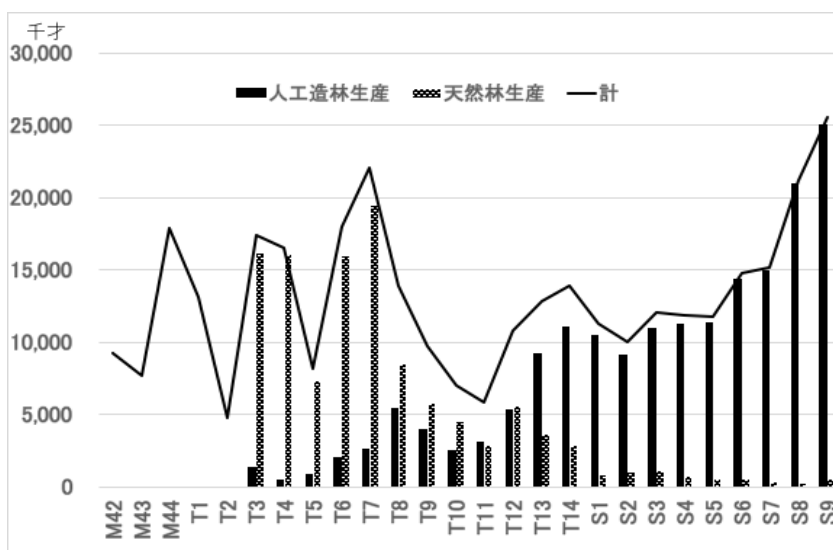


図14 那賀川筋流材川口付近着材調<sup>29)</sup>

した。この禁止措置が山元からの放流を事実上不可能とし、天然林材の市場下落と相まって木頭天然林材生産に終止符を打つことになったのである。」<sup>29)</sup>その一方で人工林スギ材の伐出は次第に増加し、大正11年(1922)から天然林材・人工林材の出材比率は逆転する。<sup>30)</sup>こうして昭和初年以降は、そのほとんどを人工林材が占めることとなった。

そして昭和25年(1950)からはじまった那賀川電源開発を契機に木頭林業は大きな変容を受けることに



図15 長安ロダム

なる。昭和 28 年(1953)7 月 18 日、那賀川林業労働組合連合会と県の間で交渉が妥結し協定書が取り交わされた。<sup>29)</sup>木材の運材は筏で下る流送からトラック便による陸送へとかわり、<sup>31)</sup>昭和 30 年(1955)に流送は全面的に廃止。昭和 32 年(1957)に完成した長安口ダムは那賀川を全面的に堰き止めた。当時 300 人近くいた流筏労働者は転廃業を余儀なくされた<sup>32)</sup>のである。

注 29)「木頭林業発達史」P.104, P.204-206

注 30)「徳島縣木頭の林業」P.40-41

注 31) 大正初年より那賀川に沿って下流から着手された県道開設は、大正 9 年に日野谷村、同 10 年に宮浜村へ、昭和 4 年には平谷、昭和 9 年に坂州村に達し、同 15 年に沢谷まで、同 16 年

には木頭村まで進められた。そして県営の幹線林道工事として平谷～出原間に 15 k m の林道が

開設されたのは昭和 16 年であった。直ちに県道に編入され幅員を 4m に拡張し、昭和 18 年に初めてトラックが通った。(出典：徳島県治山林道協会 50 年のあゆみ(2008.7) P.137)

注 32)「徳島県の百年」P.240

## 6 阿波の三分板

昭和初期の世界恐慌は那賀川河口の製材業にも及ぶ。当時の状況は「木頭の林業発展と日野家の林業経営」<sup>33)</sup>に詳しい。

「経済界はひどい不況に見舞われ、弱小企業の多かった製材業界では休廃業が続出した。さらに米材や北洋材の輸入が、国産材の価格低落に拍車をかけた。外材と競合する京浜、阪神を避け、外材製品の出回っていない地域の販路開拓を行い、その範囲は兵庫、山陽、九州、さらには朝鮮、台湾にまで及んだという。九州では日田製材と張り合うこととなり、製品の差別化を図る必要に迫られていた。」<sup>33)</sup>



図 16 昭和初期の那賀川河口の製材<sup>35)</sup>

そしてこの時期に那賀川河口の製材業は技術革新に取り組むのである。昭和 7 年(1932)、最新の高速度製材技術を導入し、薄鋸により挽減りを抑え製材歩留まりの向上を図った。「木頭林業における木材市場の展開」<sup>34)</sup>から引用する。

「丸太を薄く早く製材することで生産費コストを削減した結果、良質なスギ薄板の大量生産が可能となり、阿波の二分三、三分板は阪神市場の下見板や塀廻り板の八割を供給するに至った。良質な幅広の板は天井板にも使われた。材質は赤味の部分が多く、下見板に使った場合、白味よりも腐りにくく、節の部分が長期間抜け落ちない、いわゆる「生節」であり、その点からも下見板として評価された。」<sup>34)</sup>

木頭で生産されたスギはその耐久性や材質が評価されていたようだ。那賀川流域の木材資源を背景に製材技術を確立し、この時期、西日本有数の製材工業地帯が那賀川流域に形成された<sup>33)</sup>のである。

注 33) 「木頭の林業発展と日野家の林業経営」 四手井綱英・半田良一編 (1969. 1) P. 141-150

注 34) 「木頭林業における木材市場の展開」 北尾邦伸 京大農附属演習林報告第 40 号 (1968. 11) P. 197

注 35) 「那賀川町史」 上巻 (2002. 3) 玉置増一商店中島製材工場 (昭和 11 年)

## 7 藩有林の払い下げ

本県の森林面積 315 千 ha のうち国有林は剣山周辺の約 17 千 ha (約 6%) であり、多くが民有林である。我が国の国土面積 3,779 万 ha のうち 2,510 万 ha (66%) が森林で、国有林は 769 万 ha (31%) ということからすると本県の国有林はわずかである。

前述したように藩有林は「御林」として厳格に管理され、明治初期まで那賀川流域の「千本谷」や「日野谷」、勝浦川流域の「立川」「殿川内」などに広大な天然生杉の美林が残っていたという。明治維新後、多くの藩では藩有林を官林に編入したが、徳島藩の場合は藩有林野の国への引き渡しに先立って、明治 2 年 (1869) から 5 年 (1872) にかけて、全ての藩有林野は民間に払下処分に付せられた。そして明治維新時には国有林が全く無い県となった。これは井上高格の裁断で行われ、その販売代金が全て蜂須賀家に納入

されたと言われている。<sup>36)</sup>

当時の資料として「名負林下げ札帳」が残されている。藩有林を個人管理主体の名請林として、床銭、上木代、年税を徴収することで払い下げという内容である。<sup>37)</sup>

県の民生所が県内 4 箇所に置かれ、藩職員である准史生、権小属の署名が座る契約書が各地で交わされ、その日付が明治 4 年 (1871) 辛<sup>かのとひつじ</sup>羊の 5 月、6 月に集中している。明治 4 年 7 月に断行された廃藩置県の直前である。

海部郡木頭上山取山名負け請下札帳  
一、下々下林二町三反、床銭四〇六百文  
運上銭六百九〇文 海川村新田利惠太  
一、〃〃一町三反 同銭二〇六百文  
運上銭三百九〇文 山脇七太郎  
(六十八筆省略)  
町数合百九十一町八反三畝  
運上銭合五十八貫三百三十四文  
当末年より毎年十一月廿五日上納  
床銭合三百八十四貫六百六十文 当座上納  
右は此度願に依り見分を遂げ、向後名負に居  
遣候条、運上銭毎年限月遅滞なく上納すべく候。  
依て下札指遣し候也。  
明治四年辛未五月  
准史生 木内扶二印  
権小属 小倉本蔵印  
木頭上山村 願人共方へ  
木頭上山村 役人共方へ  
右承り置くべく候也

図 17 明治四年五月の下札帳<sup>37)</sup>

春日神社の西から眉山に登る山道に、蜂須賀公が建てたと言われる井上高格の顕彰碑がある。碑の解説に「天保2(1831)～明治26(1893)徳島市助任の人。壮年期、尊皇運動に参画。藩政奉還後、県大参事に。明治12年(1879)徳島県で自由民権の政治結社、自助社創設。明治22年(1889)初代徳島市長となる。翌年、第1回衆議院選挙に立候補して当選。」とある。そしてすぐそばには稲田騒動(庚午事変)で切腹した十士の墓があった。解説には「明治3年(1870)徳島藩洲本城代家老稲田氏家臣団の分藩独立運動事件。家臣団百余名が流刑などに処され十人が切腹。稲田家郎党は北海道へ開拓移住。淡路は兵庫県に移管された。最後の切腹事件とも言われる。」とあった。



図 18 井上高格顕彰碑

藩有林払い下げと庚午事変の時期は奇妙に一致している。井上高格は事態を收拾する為に奔走した<sup>38)</sup>といわれている。徳島県農林水産部OBの西村氏は、払い下げは高格の独断専行ではなく、藩主に責任が及ぶことを恐れ、熟慮の上で払い下げを行ったのだと推察する。<sup>39)</sup>その真相は謎に包まれたままであるが、明治初期の所有形態が近代以降における本県林業の出発点となり、本県ではそれ以降民間主導でスギの植林や産地化が進むのである。

注 36) 「徳島県林業史」 P. 46

注 37) 「木頭林業発達史」 P. 41

注 38) 「図説徳島県の歴史」 P. 194

注 39) 「藩有林始末」 西村宣昭(1988.1) P. 13: 西村氏は本県の国有林事情について疑問を持ち、井上高格の曾孫にあたる柴山格太郎氏と直接会い、柴山氏が「祖父はわしが腹を切ればよいと考えていると言っていた」と語ったことを紹介している。

## 8 さいごに

この小稿の表題を「未来につなげる長国の森」とした。講演会当日には首都大学東京の山田昌久氏が「木材資源と技術から見た日本人」と題し、旧石器時代からの伐採・切削技術などについて興味深いお話をされた。筆者を含め、聴講者は長国の時代の森林をイメージできたのではないかと思う。長国、さらにそれ以前から続く徳島の森が今につながる。そして未来へと繋げたい。表題にそういう想いを込めた。

徳島県の林業史について以前から興味を持ち、浅学非才を顧みず、これまで自分なりに文章にしてきた。<sup>40)~42)</sup>今回「長国の木の文化」というテーマを与えられたのをきっかけに、これまで曖昧にしていた事項について文献をあたり、理解を深めることにした。幸い(公財)徳島県埋蔵文化財センターの方々古い流筏等の写真を集めて下さったほか、(公社)徳島森林づくり推進機構から、木頭林業の生産現場や鉄砲堰の写真を提供頂いたお陰で、リアルに当時の状況を知ることが出来た。ま

た、古文書の解釈では筆者の所属する「古文書を読む会」に、資料収集等では林業戦略課、森林整備課、南部総合県民局にお世話になった。関係各位にお礼を申し上げたい。

注 40) 「語りかける徳島すぎ 1 話～6 話」 網田克明 文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議会報 (2003. 5～2006. 10) <http://www.bunkaisan.jp/works/archives/kaiho/>

注 41) 「徳島県の林業・木材産業の成り立ち」 網田克明 徳島県技術士会会報 17 (2009)

注 42) 「徳島すぎの新たな活用に向けて」 網田克明 山林 No. 1582 (2016. 3)

<http://www.sanrinkai.or.jp/items/san1582m.pdf>

追記：小稿は 2017 年 8 月 27 日、徳島県立埋蔵文化財総合センター「レキシルとくしま」で開催された「長国の埋蔵文化財<sup>よん</sup>肆」で筆者が講演した「徳島林業の昔と今」の一部を掲載したものである。紙面の都合上、伐採・搬出・運材等の技術の変遷等については割愛させて頂いた。